

雇用者報酬における 2015 年以前への遡及推計について

平成 31 年 1 月
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

国民経済計算においては、1 月 25 日に 2016 年以降の雇用者報酬の計数について、毎月勤労統計の再集計値を用いた再推計を行い、関連する諸計数の改定を行ったところである。今後 2015 年以前の雇用者報酬の計数についても再推計を進めていく必要がある。

特に四半期別 GDP 速報 (QE) の参考値である雇用者報酬は、QE 毎に季節調整系列を公表していることから、早期の対応が必要であり、本年 2 月 14 日公表予定の 2018 年 10-12 月期 1 次 QE において、以下の方針にて対応することとした。

(2012 年-2015 年の対応)

- 2015 年 (度) については、2016 年 (度) 以降と同様、毎月勤労統計の再集計値を用いた再推計を実施する。
- 2012 年~2014 年については、作業時間が限られていることから、毎月勤労統計の現金給与総額における再集計値と既公表値の差分から雇用者報酬における東京都復元分の影響を産業別に推計し、これを雇用者報酬の既公表値に加算するという簡便な方法を採用する (次期基準改定 (2020 年末予定) にて改めて再推計を実施)。

(2004 年-2011 年の対応)

- 季節調整系列の計算にあたっては、系列の始期 (1994 年 1-3 月期) から足元までの一貫した系列が必要である。このため、現状毎月勤労統計の再集計値が得られていない 2004 年~2011 年についても、遡及推計を行う。
- 当面の間、暫定的な方法にて補間推計を行う。具体的には、既述の 2012 年における雇用者報酬の推計過程で得られる産業別の改定率を既存の推計値に乗ずることで、計算を行う。
- より精緻な推計方法については、次期基準改定に向けて検討する。